

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成21年12月21日

京都市長 門川大作

京都市規則第49号

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例
の施行期日を定める規則

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例（平成21年10月13日京都市条例第12号）の施行期日は、平成21年12月28日とする。

（文化市民局市民生活部区政推進課）